

第2次障害者活躍推進計画

機関名 三芳町役場

任命権者 三芳町長

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

○ 現状と課題

三芳町では、令和6年6月1日現在において障がい者の法定雇用率を達成してはいるが、今後将来にわたって、雇用率の低下に対応していくことはもとより、障がい者が安定して働き、職場への定着を推進していく必要がある。そこで、本計画に基づき、障がいのある職員が働きやすい職場づくりに向けて、取組みを推進していくこととする。

○ 目標

1 採用に関する目標

障がい者の法定雇用率の安定を図るため、令和12年3月31日までに1名の採用を実施する。

令和6年6月1日現在の雇用率

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者数	実雇用率
町部局・ 教育部局	2. 8%	391. 5人	11. 5人	2. 94%

2 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないよう、定期的に課題を整理し、対応していくものとする。

3 ワーク・エンゲージメントに関する目標

在職している障害者に対し、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、現状を把握するとともに、進歩管理を図っていく。

○ 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- 1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 2) 障害者職業生活相談員として人事担当者を選任する。
- 3) 障害者の相談窓口を設置する。
- 4) 職員のアンケート等を実施する。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 1) 相談窓口による相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮などの有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講じる。
- 2) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 3) 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 4) 中途障害者については、円滑な職場復帰のための必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮などの取組を行う。